

泉佐野市ファミリー・サポート・センター事業運営業務委託仕様書

泉佐野市ファミリー・サポート・センターの業務を委託するための仕様について、以下のとおり定める。

1 業 務 名

泉佐野市ファミリー・サポート・センター事業運営業務委託

2 委 託 期 間

令和元年7月1日～令和2年3月31日

3 委 託 上 限 額

1, 676, 594円

(本事業は、児童福祉法第6条の3に規定する子育て援助活動支援事業であり、第二種社会福祉事業に該当するため、消費税は消費税法第6条の規定により非課税)

4 目 的

地域において、育児の支援を受けたい者と育児の支援を行いたい者が、相互援助活動を行うことにより、仕事と育児を両立できる環境を整えるとともに、家庭で子育てをしている保護者が安心できる環境づくりを行う。また、ひとり親家庭等の多様なニーズに対応した、子育て支援を図る。

参考： 会員数：376人（内 利用会員：341人、提供会員：31人、両方会員：4人）
利用件数：2,853件（平成31年3月末時点）

5 履 行 場 所

泉佐野市内に事務局を設置し、市内全域に出向・訪問を行う。

6 開 設 日 及 び 時 間

(1) 開所時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで
土曜日 午前9時から午前12時まで

(2) 休 業 日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日
ただし、相互援助活動および受付の日時は、この限りではない。

7 業務内容

泉佐野市ファミリー・サポート・センターの運営にかかる業務

(1) 会員の募集、登録

○会員（利用会員及び提供会員）の募集に関するポスター、チラシ等を作成し、事業の周知を図るとともに、会員を募集する。

○ポスター、チラシ等の配布、広報（市報、ホームページ等）については、市と連携し行う。

(2) 会員に対する講習会等の開催

○会員（利用会員及び提供会員）に対し、会則等により事業の内容を説明するとともに、提供会員に対し、援助活動前の講習会を開催する。

○会員（提供会員）に対し、心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習を開催する。

(3) 会員に対する交流会の開催

○会員相互の親睦、情報交換を図るための交流会を開催する。

(4) 保険の加入

○援助活動中の事故に備えて、ファミリー・サポート・センター補償保険（サービス提供会員傷害保険・賠償責任保険・依頼子供傷害保険）に加入する。

（令和元年度当初に年間分の保険加入済のため、引き継ぐものとする）

(5) 援助活動の実施

○要綱に定める各種援助活動が円滑に行われるよう、利用会員と提供会員の連絡調整を行う。

○ひとり親家庭等の利用支援など、多様なニーズに対応する（マッチングの優先調整等）。

(6) アドバイザーとサブリーダーの連絡会議の開催

○活動が円滑に行われるよう、また、情報を共有するための連絡会議を定期的で開催する。

(7) 広報誌の発行

○会員向けの広報誌（会報）を発行する。

(8) 事業の報告

○事業終了後、会員登録状況、活動状況、活動回数等、事業実績を市に報告する。

8 守秘義務及び個人情報保護

(1) 業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。委託の期間が満了し、若しくは契約を取り消され、又はその職を退いた後も、同様とする。

(2) 業務の履行に関し、知り得た個人情報を取り扱う場合については、漏洩滅失または毀損の防止改ざんの防止、その他個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

9 業務の再委託

業務の一括による再委託について禁止する。但し、あらかじめ市と協議し、市が認めた場合は事業の一部を受託事業者以外のものに委託し、又は請け負わせることができる。

10 事故発生時の報告

- (1) 利用者に事故・急病があった場合に備え対応マニュアルを作成すること。
- (2) 業務の実施に際して事故が生じた場合は、適切な処置を行うとともに、市に報告すること。
緊急・重篤な要件の場合は速やかに市に報告し、指示を仰ぐこと。

11 暴力団等の排除について

- (1) 暴力団等の排除について
受託事業者は、泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）第2条第1号から第3号のいずれにも該当しない法人であること。
- (2) 不当介入に関する報告等
受託事業者及び下請負者等（泉佐野市暴力団排除条例第7条第1号及び第2号に規定する者）は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団員及び暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、速やかに市に報告するとともに所轄の警察署へ届け出なければならない。

12 その他の留意点

- (1) 事業実施に当たって、ファミリー・サポート・センター事業実施要綱、その他関係法令を遵守し、市の子育て支援の施策に関し協力すること。
- (2) 実施場所及び関連業務執行中に政治的活動、宗教的活動、営利活動は一切してはならない。
- (3) 事業受託者が変更になる場合には、変更後の事業受託者が円滑に事業を行えるよう引継ぎを誠実に行うこと。
- (4) 国の動向（関係法令の変更等）により、変更契約する場合もあり得る。
- (5) 仕様書に定めのない事項は、必要に応じて協議の上決定する。